

大牟田市公式 X 実施要領

令和 2 年 5 月 1 日	施行
令和 2 年 5 月 5 日	改訂
令和 2 年 6 月 5 日	改訂
令和 2 年 7 月 9 日	改訂
令和 3 年 8 月 10 日	改訂
令和 4 年 7 月 15 日	改訂
令和 6 年 4 月 1 日	改訂

第1 目的

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアを活用して市民等へ情報提供を行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用するソーシャルメディアの種類

X

第3 公式アカウント名

大牟田市公式

第4 運用方法

- (1) 当該公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課において行うものとする。
- (2) 当該公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市の各種行政情報のほか、災害関連等緊急情報とする。なお、掲載する文字数は必要最小限になるよう努め、詳細な情報については、原則、市公式 Web サイトに掲載し、その URL を明記する。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- (3) 当該公式アカウントで発信する情報は、他の媒体に掲載した内容との整合を図ること。
- (4) 情報の発信、更新及び削除は、緊急性、即時性、正確性等を鑑み、情報に係る業務の関係各課において行うものとする。なお、情報の更新は、様式 1 によるプロモーション・リーダー（所属課長等）の決裁を必要とする。ただし、緊急に情報の更新又は削除が必要な場合は、その内容を適切に記録に残したうえ作業を行うこととし、所属課長等の承認は事後でも可能とする。
- (5) 当該公式アカウントの ID 及びパスワードの管理は、各部においてプロモーション活動推進委員（副部長級職員）が行うものとし、関係課のプロモーション・リーダー（課長級職員）は、課内において秘匿性を保持しなければならない（ID 及びパスワードを開示できるのは更新又は削除を行う者のみとし、それ以外の者に利用させてはならない。）。なお、広報課以外の者が ID 及びパスワードを変更することを固く禁じる。
- (6) 更新の時間は、原則として大牟田市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行うものとする。ただし、緊急に情報の更新又は削除が必要な場合はこの限りでない（できるだけ深夜及び早朝は避けるものとする）。

第5 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信

は行わないものとする。

第6 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第7 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、Web サイトに公表した時点から生じるものとする。

大牟田市公式 X 情報更新伺

起 案	年 月 日
起 案 者	決 裁 欄
課 (情報発信課)	担 当 主 査 課 長
決 裁	年 月 日
更新予定日時	年 月 日() 時 分
更 新 区 分 (該当するものに○)	更新(新規・変更) ・ 削除
件 名	
更 新 内 容	
	<注意事項> ☐ 文章は簡潔・明瞭かつ必要最小限(全角 140 字＝半角 280 字以内)になるよう努め、詳細な情報については、原則、市公式 Web サイトに掲載すること。ただし、急を要する場合はこの限りでない。 ☐ ①市公式 Web サイトに掲載した URL、②担当課名・連絡先(TEL・FAX)を明記する(「TEL」「FAX」は半角で入力すること)。 ☐ 一度投稿した内容を再度投稿する際は、冒頭に【再発信】と入れること。
その他公開データ	有 ・ 無
	有の場合(該当するものに○) 動画 ・ 画像 ・ その他() ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付すること。